

# 古代アテナイにおける不敬罪訴訟の起源を巡って

保坂高殿

古代アテナイ人の宗教的不寛容さは既に古代において遍く知られた事実であり、近現代のローマ史学でもローマ人の寛容性を説明する際にしばしば比較対象として引き合いに出されてきた。しかし何故アテナイ人が不寛容なのかは自明ではない。両民族の対応の違いは単に宗教観の違いに原因があると言えるのだろうか。それとも何らかの歴史的事情が絡んでいるのか。このような問題を考える上でソクラテス裁判は比較的有益な材料を提供している。

ソクラテスに対する不敬罪訴訟に関しては長い研究史があり、今日なお様々な角度から論じられている。訴因の一つとされた *θεοὺς νομίζειν* の正確な意味、アニュトスら原告側の(個人的)意図、およびその時代背景、即ちソフィストや自然科学者に見られる啓蒙的合理主義あるいは父祖慣習派といった政治的伝統主義の台頭と告発との因果関係の如何、宗教問題に対する市民の態度、あるいはプラトンの『弁明』他の史料証言の信憑性等々、これらの問題については詳細を極めた数多くの優れた研究書・論文を通して議論も出尽くした感がある。80年代以降、強調点の置き所を変えただけの研究論文が眼につくようになり、整理の段階に入ったようである。告発の動機の政治性を強調するか宗教性をそうするかに関し研究史を通して次第に析出されてきた二つの解釈の二極分解に対しても R.Parker が両者を退けることなく、やんわりと両立させており、パーカー自身、その論文は“決定版”だとの自負を持っているようなフシさえ窺える<sup>1</sup>。しかしこれは決して不当なことではない。

本稿はこうした研究状況に対して一つの真新しい視点を提示するものではない。ただ、アテナイ人の宗教的不寛容さが如何なる歴史的経緯のもとに成立し、増幅されてきたのかを探る上で欠かせない、しかし法文自体を伝えるテキストが現存せず、それゆえソクラテス研究においてもアテナイ法制史研究においても爾来不問

---

<sup>1</sup> R.Parker, *The Trial of Socrates. And a Religious Crisis?*.

に伏され、研究史の穴となっていた不敬法の実際の運用状況の解明のために些細な手がかりを与えようとするだけである。

## 1 不敬罪と不敬法<sup>2</sup>

古典期のアテナイではどのような犯罪の場合であれ原告は被告の罪状に応じて複数の訴訟方式の中から自らの経済的条件やその他個人的制約に適したものを選択することができた。前4世紀中葉のデモステネスによればソロン以来、(能力を異にする)すべての市民に同一の訴訟機会を提供すべく諸々の立法措置により複数の訴訟方式を制定する努力がなされ、アリストテレスもソロン改革の民主的要素の一つとして不法行為者に対する訴訟提起機会の全市民への開放(公訴)を挙げる<sup>3</sup>。またそれとは別の歴史的事情により、窃盗に対して略式逮捕(さらに略式逮捕に対しても自力逮捕と役人への逮捕依頼)、公訴、調停役への私訴が可能であったように、不敬行為に対しても略式逮捕、公訴、エウモルピダイ<sup>4</sup>への私訴、バシレウスへの申し立て(ファシス)という複数の選択肢が存在した<sup>5</sup>。したがってアテナイには不敬に対し適用可能な法律が複数<sup>6</sup>存在したことになる。

<sup>2</sup> 本稿で「不敬法」という場合、明言をもってアセベイアに言及して訴訟手続き等を規定した法律だけを指すわけではなく、当時のアセベイア概念に含まれ得る不法行為を処罰するために実際に適用された法律をも指す。不敬法とは如何なる条文の、如何なる法律かを解明するための手がかりを見出すことが本稿の目的だからである。

<sup>3</sup> Arist *PolAthen* 9.1; Plut *Solon* 18.6f.

<sup>4</sup> エレウシスの秘儀を司る二世襲神官氏族の一つ。聖法の解釈を独占(Lys 6.10; Andokid 1.115f.)。

<sup>5</sup> Demosth 22.27 τῆς ἀσεβείας κατὰ ταῦτ' ἔστι ἀπάγειν, γράφεσθαι, δικάζεσθαι πρὸς Εὐμόλπιδας, φαίνειν πρὸς τὸν βασιλέα および Arist *PolAthen* 9.1; Plut *Solon* 18.5[訴追機会の非当事者への開放]; Plat *Leg* 730D[民主制度の特徴]。Cf. Antiph 5(c. Herod). 14「同一の犯罪には常に同一の法が適用された」。しかし同一の犯罪については複数の法律で訴訟形態が規定されていた。次註および Osborne。民主政転覆罪についても弾劾法[Hyperid *Eux* 7f] の他デモファントス法[Andoc 1.96-8]、売国についても同法の他に Xen *Hell* 1.7.22。「エウモルピダイへの私訴」については Lipsius *AR* 62 n.34; Derenne *Les procès* 239-41。シュコファンティアについても同様(Isoc 15.314[公訴、弾劾、民会告発])。条文の文面は MacDowell 199 “if anyone commits impiety, let anyone who wishes submit a graphe”(同様に Todd 310)。共にヒュプリス法の条文(Demosth 21.47 Ἐάν τις ὑβρίζῃ εἰς

一方、一つの犯罪に対して複数の訴訟形態が存在したことに対応して、逆に一つの訴訟において複数の犯罪が、しかも相互に直接的関連性を有せぬ複数の犯罪名が列挙されることもある。デモステネス第21弁論で被告の暴力行為という同一行為に対し侮辱罪と共に不敬罪という罪名が帰せられることもあれば、ソクラテスの不敬罪訴訟に見られるように国家神への不敬の他に、それとは別の、しかも関連性の希薄な青年の墮落幫助が訴因の一つにされることもあった。原告は訴因とは直接関係ない被告の過去の不埒な生活態度を法廷で明らかにして陪審員に被告有罪の心証を植え付ける努力を怠らなかった。<sup>7</sup> これはローマの法運営にも見られる現象だが、ローマでは刑事訴訟で最終判断を下すのは公職者(首都なら元老院、もしくは都警隊長や護衛隊長。属州なら総督)であり、彼らは国家社会の秩序の守護役として犯罪に関する法令の規定に厳格に拘束されることなく自由裁量により行政的見地から判断を下すことができたためであったの対し、民主政アテナイにおいて陪審員は投票という形で最終判断を下し、しかも彼らは投票行為を法文に基づき正当化する必要は一切ないため、原告は訴因以外のことも攻撃材料として法廷で申し立てることが多かったのである。どちらの場合も最終判断が公職者もしくは陪審員の一存で下されたこと、判断形成に恣意が働く余地が広く残されていたことに起因する。

さてアテナイ法ではソロンの意向を反映して市民の権利義務や犯罪の概念定義ではなく訴訟手続規定が第一義的かつ本源的意味を持ち、その法制度は体系化されることなく訴訟手続を中心軸に実践的に構成されることとなる。諸犯罪が往々にして未定義のまま残されたのも、また“裁判”が法規に沿って下された判決

---

τινα ... γραφέσθω πρὸς τοὺς θεσμοθέτας ὁ βουλόμενος Ἰθηναίων οἷς ἐξεστίν)からの推定。

<sup>6</sup> Demosth 22.26 πολλὰς ὁδοὺς δὲ διὰ τῶν νόμων[窃盗に関して]。

<sup>7</sup> Plut *Perik* 32.1. ヘルミッポスは不敬罪でアスパシアを訴えた上、法廷では同時に「ペリクレスに逢い引きに来る自由身分の女たちを取り持った」点を付加的に追及(προσκατηγοροῦντος)。あるいはアンドキデスに不敬罪を帰したその政敵は陪審に向かつて言う、「このアンドキデスの生活ぶりを調べて(見知って)頂きたい」(Lys 6.21)。あるいは訴因に直接関係のない被告の裕福さを強調する原告ポリュエウクトスと、そうした弁論を批判するヒュペレイデス(Hyperid *Eux* 31f.)など。

で終わるといふ司法的意味が薄く、多分に政治的性格が強かったのも<sup>8</sup>、その現れだろう。一般的に「神々、祖先、死者に対する罪責」<sup>9</sup>と、換言すれば宗教的感情が命じる崇敬義務への違反ないし不履行と規定でき、ソクラテスに対する訴因でもあった不敬罪は未定義犯罪の典型例であり<sup>10</sup>、古典期の文献では殺人、殺人犯との同居、埋葬不履行、正当な告発の不履行および不当な告発の実行、ヘルメス柱毀損、エレウシス秘儀に関する守秘義務不履行、秘儀ないし祭礼の執行に関する規定への違反行為、天文学的知識(の開陳)、そして「国家神非認知」や「新奇な神霊の導入」を含む、人々の倫理観が「冒流的」と感じるものなら何でも悉く包摂し得る概念であった。時には先述した特定の侮辱行為や、あるいは聖財略取など、他の独立した一成文法によって規定された犯罪も不敬罪に該当すると考えられたこともある<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> R. Osborne, *Law in Action in Classical Athens* *JHS* 105(1985) 53.

<sup>9</sup> Polyb 36.9.15 ἀσέβημια μὲν γὰρ εἶναι τὸ περὶ τοὺς θεοὺς καὶ τοὺς γονεῖς καὶ τοὺς τεθνεώτας ἀμαρτάνειν; Ps-Arist *de virtut et vit* 7 [1251 a31] ἀσέβεια μὲν ἢ περὶ θεοῦς πλημμέλεια καὶ περὶ δαίμονας ἢ καὶ περὶ τοὺς κατοικομένους, καὶ περὶ γονεῖς καὶ περὶ πατρίδα. 一方敬虔についても Polyb 7.14.3 ἡσέβει μὲν εἰς τοὺς θεοὺς ... ἡμάρτανε δὲ περὶ τοὺς ἀνθρώπους; Lycurg 1.94 τὴν περὶ τοὺς γονέας καὶ τοὺς τετελευτηκότας καὶ τὴν πρὸς αὐτοὺς εὐσέβειαν; Cf 1.97. Ps-Arist における περὶ πατρίδα の付加句の意味については Plat *Leg* 854E 参照(聖財略取犯も περὶ θεοῦς ἢ περὶ γονέας ἢ περὶ πόλιν ἡδίκηκώς)。

<sup>10</sup> Todd 61 n.14 典型例としてはヒュブリス罪を挙げるが(Demosth 21.47)、不敬罪も同様(MacDowell 197-202; Ostwald 535; Derenne 223-36; Parker *Athenian* 201=Reason 41= Trial 146f)。強力に反対するのは不敬罪の例外なき厳密な法的規定の存在を主張する Rudhardt その基本テーゼは 1) ギリシア法では処罰対象となるすべての犯罪が特定の術語を有する。2) アテナイ法において不敬罪は a) 無神論 b) 自然学の実践と教授 c) 新宗教の導入、と明確に規定されていた。3) 刑事訴追は明確な法規定なしには不可能。したがって前註に引用した二テキストは法文の規定とは異なる非法学的テキストとして処理するが、今日では「アテナイで公訴(*graphe*)の犠牲者となるには、法律が多くの言葉を用いて禁止している行為を実際に犯したという事実は必要要件ではなかった」(Dover *Freedom* 41; ブリックハウス 39)、「不敬(の内実は何か)は法廷か民会が決めること」(Yunis 25)という正反対の見方が一般的。Cf. Ostwald 6; Todd 64-7 “procedural orientation”. 異論もある。

<sup>11</sup> Demosth 22.28, 69; 24.104, 177「聖財略取、不敬、窃盗 …」; Antiph 5 (*c. Herod*).10「しかしこれら(=聖財略取、売国罪)についてはそれぞれに別々の法律が制定されている」。諸

不敬罪訴訟の立法化については後3世紀のポリュフリオスがこれをドラコンにまで遡らせるが、厳密な検証は史料が欠如しているためほぼ不可能であり、可能年代の範囲を推論するしかない<sup>12</sup>。不敬の概念自体具体性に乏しく、幾多の、時に相互に異質に見える行為を同時に包み込むゆえ、元来の不敬概念が、また不敬罪立法化時のそれがいかなるものであったか、神々、親、死者のどれに向けられていたのか、この点を見誤ると成立時期の推論も必然的に妥当性を欠くことになる。そこでこの点に注意しながらアセベイア関連の用語の分状況布を一瞥してみることにする。

### a) -σεβ-および -οσιος の用例

不敬概念の解明作業は言うまでもなくその対となる εὐσεβ- もしくは θεοσεβ- の用語法の調査と並行して行わねばならず、そうすることで初めて概念の輪郭に關しておおよその見当をつけることができる。

まず何よりも眼につくことはどちらの語形もホメロス、ヘシオドスには一度も確認できず<sup>13</sup>、アルカイック期に入って初めて前6世紀メガラ抒情詩人テオグニスに εὐσεβ- が4例、その他同時期の断片に数例<sup>14</sup> 現れ、その後は悲劇作家に頻出す

犯罪の厳密な法規定を想定する Rudhardt (上記註 9) 89 によれば、法は宗教的物品の窃盗を聖財略取と見なすゆえ決して不敬罪とは見なさない。また同論文 101 では、デモステネスが第 21 弁論で不敬罪訴訟ではなく侮辱罪訴訟を提起したのは単に前者が法的に不可能であったからと断定。

<sup>12</sup> Poryph *Abst* 4.22 Δράκοντος νόμος μνημονεύεται ... θεοὺς τιμᾶν καὶ ἥρωας ἐγχωρίου ἐν κοινῷ ἐπομένοις νόμοις πατρίοις.. Derenne は吟味なしにディオペイテース提案の民会決議を最初の立法措置と前提 (217-36)。

<sup>13</sup> -σεβ- 関連語としては III に名詞 *σέβας* 1 例 (18.178[死への恐怖])、動詞 *σέβομαι* 1 例 (4.242[憚って忌避する])、動詞 *σεβάζομαι* 2 例 (6.167, 417)。 *Odyss* の *σέβας* 5 例はどれも驚愕・憚りを表す定型表現 *σέβας μ' ἔχει εἰσορόοντα*..

<sup>14</sup> Pittak 10,3 (=DK I 64, 18) *θεράπευε εὐσέβειαν* (=DL 1.40ff.); Orph B 15a (I 14,2 DK) *τῶν εὐσεβοῦντων εἰς ἐπίμνησιν ποιητέον*. Bias 10,3 (I 65, 12 DK); Solon 10,3(I 63,21 DK) *χρῶ τοῖς θεοῖς φίλουςεὐσέβει*.; Epicharmos B 22 (I 202, 4 DK) *εὐσσεβης νόμι πεφικῶς*; Xenophanes A 14(I 115,20 DK) *οὐκ ἴση πρόκλησις αὐτῆ [zum Eid] ἀσεβεί πρὸς εὐσεβῆ(=Arist *Rhet* 1377a19); Xenophanes A 12(I 115, 6 DK) *ὁμοίως ἀσεβοῦσιν οἱ γενέσθαι φάσκοντες τοὺς θεοὺς* (=Arist *Rhet* 1399b5); Epicharmos B 18 (I 201, 15 DK) *ἐφόδιον**

る<sup>15</sup> ということである。テオグニスでは敬虔が神々に対する畏敬、すなわち敬神として捉えられていると同時に<sup>16</sup>、同胞市民との関連の中にも置かれ、不正な蓄財の拒否が正義とされ、正義の中に徳の総体が凝縮されていると見なされる<sup>17</sup>。一方 **θεοσεβ-** はそれに比して遙かに用例が少なく、初出はヘロドトスの2例、5世紀末までの文献に限定すれば、後はヒポクラテスに1例、アリストファネスとエウリピデスにそれぞれ2例づつ、ソフォクレスに1例を数えるにすぎない<sup>18</sup>。

厳密には『オデュッセイア』に **θεουδής** という属性表示語が6例確認され<sup>19</sup>、敬神の社会規範化は萌芽形態ながらホメロス文書にも認められる。ここには『イリアス』にはない正義に基づく支配の観念が明瞭に見られることを根拠に<sup>20</sup>、両作品の成立年代の間に1世紀ほどの時間的隔たりを想定する研究者もいる<sup>21</sup>。また **θεοσεβ-** 形が **εὐσεβ-** 形に比べて用例が圧倒的に少ないのは **θεουδής** が『オデュッセイア』以降文献史料から姿を消したことと関係しよう<sup>22</sup>。お

θνατοῖς μέγιστόν ἐστιν εὐσεβῆς βίος; Gorg B6(II 286, 14 DK) εὐσεβεῖς δὲ πρὸς τοὺς φίλους τῆι πίστει.

<sup>15</sup> **εὐσεβ-** については Aesch 25 例、Soph 21 例、Eurip 64 例。他に Herod 2.133; 2.141 と Aristoph *Lysistrata* 351; *Ranae* 456。

<sup>16</sup> *Eleg* 1140-2 οὐδὲ θεοὺς οὐδεὶς ἄζεται ἀθανάτους. εὐσεβέων δ' ἀνδρῶν γένος ἔφθιτο, οὐδὲ θέμιστας οὐκέτι γινώσκουσ' οὐδὲ μὲν εὐσεβίας [敬神的人間の絶滅]; 1143-4 εὐσεβέων περὶ θεοὺς Ἑλπίδα προσμενέτω· εὐχέσθω δὲ θεοῖσι [敬虔への呼びかけ]。Cf. Herodot 2.141 λέγων διὰ γραμμάτων τάδε· «Ἐς ἐμέ τις ὀρέων εὐσεβῆς ἔστω» [神殿石像の碑銘]。

<sup>17</sup> *Eleg* 145-7 Βούλεο δ' εὐσεβέων ὀλίγοις σὺν χρήμασιν οἰκεῖν ἢ πλουτεῖν ἀδίκως χρήματα πασάμενος. ἐν δὲ δικαιοσύνηι συλλήβδην πᾶσ' ἀρετῆ ἔστι,

<sup>18</sup> Hipp *MorbSacr* 1; Herod 1.86; 2.37; Sophocle *Tyr Col* 260; Eurip *Alcestis* 605; *Iphigenia* 268; Aristoph *Aves* 897f; *Plutus* 28.さらに **δεισιδαίμων** の用例も前6世紀以降(ただし前4世紀にネガティブな意味に転化。DL 6.37, 48. Cf. Nilsson II 796ff.)、**φιλόθεος** の初出は前4世紀(Isoc 12.125)。

<sup>19</sup> 6.121; 8.576; 9.176; 13.202 [以上は **φιλόξενοι** の語と共に用いられた同一の定型表現]; 19.109; 19.364。

<sup>20</sup> とはいえ 19.363f では、ゼウスは神を畏れる心を持った者たちを憎んでいたと言われる。

<sup>21</sup> 藤縄 167。

<sup>22</sup> 古典期ではプラトンに一例を数えるのみ。

そらく **θεοσεβ-**形が先に成立したが、敬虔の対象が神々から人間に拡張する過程の中で<sup>23</sup> **εὐ-**形が生み出され、**θεο-**形は古い語形として徐々に駆逐されたのだろう。なお神々と人間、それぞれに対する敬虔を区別するには **θεοσεβ-**形と **εὐσεβ-**形を使い分ける方法と<sup>24</sup>、**εὐσεβ-**形と **ὄσιος**を使い分ける方法<sup>25</sup>があったようだ。

次に語幹 **ἀσεβ-**を含む語は同じくホメロス、ヘシオドスには一度も出ず、テオグニスに初めて1例現れ、不敬対象として「神々」が念頭に置かれる<sup>26</sup>。その後5世紀のヘロドトスに、アポロンの聖鳥、エジプト神官、それにポセイドンの神像等に対する行為に適用された用例がかろうじて3例を数える<sup>27</sup>。一方悲劇ではアイスキュロスに5例<sup>28</sup>、ソフォクレスに3例<sup>29</sup>、エウリピデスに7例<sup>30</sup>現れ、大半は近親に向けられた忌むべき行為(オイディプスによる父殺しと近親相姦、オレステースによる母殺し)を指す。アリストファネスに至ると1例だけだが、不敬が国家と関係づけられた用例が現れ<sup>31</sup>、さらにプラトンでは不敬が一つの **τὸ ἐναντίον τῆς**

<sup>23</sup> W.Foerster *ThW* VII 175f は逆に、時間の経過と共に **εὐσεβ-**の概念の狭隘化が進行し、神々との関連に限定して用いられる頻度が増大したと想定するが、証拠用例の一例として挙げている Xen *Mem* 4.8.11 [δικαίος と εὐσεβής とを区別] は不適切(後述。Cf. Ps-Plat *Def*412E[敬虔は神々への正義])。

<sup>24</sup> DL 7.119 [下記註 38 に引用] 対象を神々に限定している箇所において **θεοσεβεῖς** が用いられる。

<sup>25</sup> Lycurg 1.15. 同様に Aristides *De Arte Rhet* 1.12.5.8 [Dindorf II 761 Lines 2-6]。他の用例については D.Kaufmann-Bühler *RAC* 6, 1014。

<sup>26</sup> *Eleg* 1179f τοῦτο [=神々への畏敬] γὰρ ἄνδρα εἴργει μῆθ' ἔρδειν μῆτε λέγειν ἀσεβῆ.

<sup>27</sup> Herod 1.159[動詞 — ἄνοσιός と同義]; 2.139[動詞]; 8.129[動詞]。

<sup>28</sup> Aesch *SeptTheb* 831[動詞—オイディプスの子]; *Agam* 1493[動詞], 1517[動詞]; *Eum* 271[動詞—神とクセノスに対し]。

<sup>29</sup> Soph *Oed tyran* 1382[形容詞 — 不浄、穢れたライオス一族], 1441[形容詞 — 父殺し]; *Oed col*823[形容詞 — オイディプス=父殺し]。

<sup>30</sup> Eurip *Orest* 823[名詞—母殺し]; *Bacc* 476[名詞], 490[動詞]; 502[形容詞—不信心]; fr 55[形容詞], 223[形容詞]; fr *ant* 48[形容詞]。

<sup>31</sup> Aristoph *Thesm* 367 ἀσεβοῦς ἄδικουσί τε τὴν πόλιν [法律を含む国家機密の漏洩]。

πολιτικῆς ἀρετῆς 「ポリスの徳とは正反対のもの」と、つまり敬虔が国家的徳の一つと見なされることになる。<sup>32</sup>。

ἀσεβ- の概念は ἀνοσίος のそれとの比較によってより鮮明になる<sup>33</sup>。ἀνοσίος の用例も 5 世紀末までの文献では悲劇作家に限られる。両語の意味は非常に近似しているが、前者が「恐れる」という感情から導出された概念を表すの対し、後者は神々の承認如何という聖法的観点からの評価を表すため、両語とも人、人の行為に適用され得るが、「恐れる」ことのできない物体（土地とか金銭）には前者は適用できず、ここにニュアンスの違いの基本的原因がある<sup>34</sup>。（ἀν）οσιος は聖法上の一概念であるゆえ、時に人間の法を基準に認定される δίκαιος と対比されるのに対し<sup>35</sup>、-σεβ- 関連語は逆に δίκαιος と並置されたり<sup>36</sup>、神々ではなく人間との関係における敬虔さを表したり<sup>37</sup>、法へ

<sup>32</sup> Plat *Protag* 323E ὦν ἐστίν ἐν καὶ ἡ ἀδικία καὶ ἡ ἀσεβεία καὶ συλλήβδην πᾶν τὸ ἐναντίον τῆς πολιτικῆς ἀρετῆς. アポロンも敬虔を国法への従順と宣言 (Xen *Mem* 1.3.1 ἢ τε γὰρ Πυθία νόμῳ πόλεως ἀναίρει ποιοῦντας εὐσεβῶς ἂν ποιεῖν)。

<sup>33</sup> W.Foerster *ThW* VII 176f. Kaufmann-Bühler *RAC* 6, 985—1023; Dover *Morality* 248—53[豊富な関連箇所収集]。

<sup>34</sup> Soph *Ant* 1071 ではポリュネイケースの屍が ἀνοσίον と呼ばれる。屍は物体にすぎず、-σεβ 関連語は適用できない。単に聖法的観点からは容認し難い非埋葬状態を指す。

<sup>35</sup> Polyb 22.10.8 τὰ πρὸς τοὺς ἀνθρώπους δίκαια καὶ τὰ πρὸς τοὺς θεοὺς ὄσια. [人間に対し正しく神々に対し ὄσια]。Liddell-Scott 1968, s.v. “οσιος” p.1260, 1-1.

<sup>36</sup> Theognis *Eleg* 1139-4 ὄρκοι δ' οὐκέτι πιστοὶ ἐν ἀνθρώποισι δίκαιοι, οὐδὲ θεοὺς οὐδεὶς ἄζειται ἀθανάτους. εὐσεβέων δ' ἀνδρῶν γένος ἔφθιτο.; Aesch *SeptTheb* 610f σῶφρων δίκαιος ἀγαθὸς εὐσεβῆς ἀνὴρ, μέγας προφήτης, ἀνοσίοισι συμμυγείς; Aristoph *Plutus* 28 Ἐγὼ θεοσεβῆς καὶ δίκαιος ὢν ἀνὴρ. なお Aristoph *Plutus* 28 では並置た対置か不明。

<sup>37</sup> Aesch *Supplikes* 340 πῶς οὖν πρὸς ὑμᾶς εὐσεβῆς ἐγὼ πέλω [あなたがたに対し]; Eurip *Alcestis* 1147 ἄλλ' εἴσω τήνδε καὶ δίκαιος ὢν τὸ λοιπόν, Ἄδμητ', εὐσεβεί περὶ ξένους [客人に対し]; *Phoen* 524f εἴπερ γὰρ ἀδικεῖν χρή, τυραννίδος πέρι κάλλιστον ἀδικεῖν, τᾶλλα δ' εὐσεβεῖν χρεῶν [僭主に対し]。後代ストア派の、ἄθεος と対比された敬虔理解については DL 7.119 ἐμπείρους γὰρ [sc. θεοσεβεῖς] εἶναι τῶν περὶ θεοὺς νομίμων· εἶναι τε τὴν εὐσεβείαν ἐπιστήμην θεῶν θεραπείας。敬神者とは神々にまつわる社会的な決まり事をよく心得ている人、敬虔とは神々に対してどのようにして敬意を払うべきかについての社会規範の知識、と言われる。



の忠実さを表す語として用いられる<sup>38</sup>。しかし殺人法のような初期の法律が聖法的観念のもとに世俗法として制定されて以降、—— しかもそれは古典期に至るまで拘束力を保持した<sup>39</sup> —— ὄσιος と εὐσεβής の概念は接近せざるを得ない。『オレステース』の用語法はこの点の事情を比較的明瞭に示す。

「正義を顧みず、ギリシア人共同の法にも訴えることなく」独断で母を殺したオレステースは「聖法に依拠して(ὀσίαν διώκοντ')母を宮殿から追放すべきであった。そうすれば彼は災いの代わりに思慮を得たであろうし、法に与るにことにも、また敬虔者ということにもなっただろう」<sup>40</sup>。ただし、人に適用された場合、ὄσιος がどちらかと言えばその人の人格性とは無関係に純粋な法的評価を直截に言い表すのに対し、εὐσεβής は法規範に対する忠実性を、当該人物が恒常的に有する有徳的な属性として表現する点に、強いて言えば相違

<sup>38</sup> Herod 2.37 Θεοσεβέες δὲ περισσῶς ἔοντες μάλιστα πάντων ἀνθρώπων νόμοισι τοιοσίδε χρέονται; Antiph 5.88; 6.6 [国家と法律に対する不敬]。後代ストア派の、ἄθεος と対比された敬虔理解については DL 7.119[敬神者とは神々にまつわる社会的な決まり事の心得者、敬虔とは敬神のあり方についての社会規範の知識]。

<sup>39</sup> ドラコン法は少なくとも前 409/8 年の時点まで有効 — *JG* 115。古典期の法文でもソロンに遡る ὄσιος ἔστω なる表現が使われた(下記註 66)。

<sup>40</sup> Eurip *Orest* 494f; 501–3。類似例は Eurip *Hecuba* 1234f οὐτ' εὐσεβῆ γὰρ οὐτε πιστὸν οἷς ἐχρήν, οὐχ ὄσιον, οὐ δίκαιον εἶδ' δράσεις ξένον; *Orestes* 24 ἄρσην δ' Ὀρέστης, μητρός ἀνοσιωπάτης; *ibid* 546 ἐγὼ δ', ἀνόσιός εἰμι μητέρα κτανών; Herod 1.159 Ἄνοσιώτατε ἀνθρώπων [ἀσεβήσαντες への呼びかけの言葉]; Plat *Apol* 35.f δίκαια μήτε ὄσια; Xen *Cyr* 8.7.22 τούτους φοβούμενοι μήποτ' ἀσεβές μηδὲν μηδὲ ἀνόσιον μήτε ποιήσητε μήτε βουλεύσητε; *Lac* 8.5 οὐ μόνον ἄνομον ἀλλὰ καὶ ἀνόσιον ... τὸ πυθοχρήστοις νόμοις μὴ πείθεσθαι [スパルタの法律への不服従]; Xen *Hell* 2.4.21 τοῖς ἀνοσιωπάτοις τριάκοντα [= 30 人。Cf. Aeschin *De falsa Leg* 176 τοὺς ἀσεβείς τριάκοντα.]。

がある<sup>41</sup>。なお神々への敬虔を *εὐσεβής* と、親（および祖国）への敬虔を *ὄσιον* と、区別して表記する仕方もある<sup>42</sup>。

## b) 敬神 *εὐσεβεια* の徳目化

アルカイック期以降、正義を尊重する感情は、一方では正義の源泉たる神々への敬神という徳目として、他方では世俗的な法を、また法に基づき親を尊重する敬虔という徳目<sup>43</sup>として確立し、強い倫理的要請として機能し始める。テオグニスには既にこの二つの並存が確認でき、神格化されたエウセベイアはエンペドクレスやオルフェウス関連の断片に言及される<sup>44</sup>。なお敬虔の対象に死者が含まれたのは、死者の本来の所属はもはや地上ではなく黄泉の神ハデスであり、死者埋葬の不履行はこのハデスへの冒瀆と感じられたためである<sup>45</sup>。

『アンティゴネー』においてはポリュネイケースの埋葬を禁止したクレオンが布告を無視して埋葬を強行した主人公の姿勢に不敬の烙印を押したのに対し、「ダイモーンの正義」に忠実であったことに強い自覚を持っていたアンティゴネーは自らの行いを敬虔という言葉で表現し、社会の通俗的正義と

<sup>41</sup> *Soph Ant* 1071 では兄弟同士で刺し違えたが野ざらしにされたままのポリュネイケースの屍が *ἀνοσίον* と呼ばれている。屍は物体にすぎず、*-σεβ* 関連語は適用できない。倫理的徳性の欠如ではなく、単に聖法的観点からは容認し難い「埋葬されていない」状態を指す。

<sup>42</sup> *Lycurg* 1.15 *πρὸς τε τοὺς θεοὺς εὐσεβῶς καὶ πρὸς τοὺς γονέας ὄσιως καὶ πρὸς τὴν πατρίδα φιλοτίμως ἔχειν*; 同様に *Aristides De Arte Rhet* 1.12.5.8 [Dindorf II 761 Lines 2-6]。他の用例については *D.Kaufmann-Bühler RAC* 6, 1014。

<sup>43</sup> 実際アレテーと呼ばれる (*Eurip fr* 446,4; 853 *τρῆς εἰσὶν ἀρεταὶ τὰς χρεῶν σ' ἀσκεῖν, τέκνον, θεοὺς τε τιμᾶν τοὺς τε φύσαντας γονῆς νόμους τε κοινούς Ἑλλάδος* [神々、親、ギリシア共通の法])。 *D.Kaufman-Bühler RAC* 6, 991。

<sup>44</sup> *Emped fr B* 3,5 DK; *Kritias B* 6,22 DK (II 379, 14) *Εὐσεβίης γείτονα Σωφροσύνην*; *Polyb* 18.54.10. Cf *Waser RE* VI-1, 1363f; *Parker Athenian* 232f.

<sup>45</sup> *Soph Ant* 1070f [黄泉に属する死者], 1075 [ハデスの復讐], 872 *σέβειν μὲν εὐσεβεία τις*, ソロンの時代なら死者を神聖な者と考えることは「敬虔」ではなく「聖法に叶う」 (*Plut Solon* 21.1 *ὄσιον τοὺς μεθεστῶτας ἱερῶς νομίζειν*)。

天上の正義との間の背理の中に陥った自己の境遇を嘆いたのであった<sup>46</sup>。『エレクトラ』でも神々(590)または「ゼウスに対する敬虔」(1097)の他は、父アガメムノン(464, 589, 968)との関係で敬虔が理解され、重点が家族員として他の家族員に対して果たすべき義務に置かれる。そして、たとえ地上には「力ある者」が権勢を張り弱者に不条理な服従を強要するのが常であっても(340, 1014, 1465)、主人公はその母クリュタイメストラの夫殺という不敬行為に対し神々のディケー（正義および制裁）が下ることを願う<sup>47</sup>。ここでは敬虔は羞恥心(アイドース)と共に神々のディケーなくしては消え失せてしまうものと表象されているため<sup>48</sup>、エレクトラは神々に対してその執行を求めるのだが、作品は末尾で敬虔が担うべき社会的意義をこの願いに沿った形で明らかにする。「諸々の法の枠を越えた行いをしようとする者どもにはすべて即刻ディケーが下されるのが定めだ、抹殺というディケーが。実際(そうすれば)ならず行為の数も少なくなることだろう」<sup>49</sup>。

敬神の観念は往々にして地上における社会的不正の自覚から生まれるが、時間の経過と共に、それは神々の支配や社会的正義への信頼へと同化しつつ安定化する<sup>50</sup>。しかしここには神々に対する父祖伝来の質素な祭儀の真摯な執行がアテナイ国家に繁栄をもたらしたと考えた古典期プラトンやリュシア

<sup>46</sup> *Soph Ant* 924 τὴν δυσσεβειαν εὐσεβοῦς ἐκτησάμην.

<sup>47</sup> *Soph Electra* 1382f καὶ δεῖξον ἀνθρώποισι τὰπιτίμια τῆς δυσσεβείας οἷα δωροῦνται θεοί. δικη とは「正義」の裁きとしての「処罰」。

<sup>48</sup> *Soph Electra* 247–250 αἰδῶς ἀπάντων τ' εὐσέβεια θνατῶν. Cf. *Lys* 6.32 [不敬行為の許容は無神論者を生み出す]。

<sup>49</sup> *Soph Electra* 1505–7 Χρῆν δ' εὐθὺς εἶναι τήνδε τοῖς πᾶσιν δίκην, ὅστις πέρα πράσσειν γε τῶν νόμων θέλει, κτείνειν τὸ γὰρ πανοῦργον οὐκ ἂν ᾖν πολὺ. これは「神々に対する義務」についての『アンティゴネー』末尾の言葉(1349)に正確に対応する。世俗化された敬虔である。他にも *Aesch Suppl* 1071f δίκᾱ δίκας ἔπεσθα; *Antiph* 2[=1 *Tetral*].3.11 [処罰は敬虔行為の増長に寄与]。

<sup>50</sup> これは敬虔を尽くして神々の恩寵を得るという自助思想に発展(*Demosth* 2.23; *Xen Oec* 11.7–8)。なお *Dodds* 44f. 社会的不正の恒常化は天における正義の観念を呼び起こすという考えから、アルカイック期を社会的変動と連動して発生した不安の時代と特徴づける。社会全体に適用可能かは疑問(*Parker Miasma* 211[占い治療師の名声を社会不安の現れと見る見解について])。

ス、イソクラテスの<sup>51</sup>、キケロにも通じる楽観的な応報の観念は見られない。悲劇作品には国家的繁栄という視点は欠落し、作品に国家指導者(王)が登場するにせよ、それは国家の体現者ではなく個人もしくは一族として神々の遊戯に翻弄された存在として捉えられている。したがって王個人が滅びても呪いや穢れは一族内部に留まるだけで国家は無傷である。立法化には天上地上間の因果関係の観念に加えて、社会的危機意識や、神々の怒りを宥めるためには人間の側からの不敬者処罰が必要だといった応報観が必要である<sup>52</sup>。

### 3 不敬罪訴訟の事例

前節までに叙述してきた敬虔観念は必ずしも不敬行為に対する制裁の立法化を要請するわけではない。制裁は不敬な態度が社会的統合の役割の一端を担い、統合に対し負の影響を与えると判断された時点以降である。そこで以下、後に不敬法成立時期を確定するための前作業として、ソロン時代以降に発生し、不敬罪訴訟の可能性のある事件を列挙し吟味することにする。

#### a) キュロン事件

前7世紀に発生した「キュロン事件」と呼ばれる一種の不敬罪事件については複数の証言が現存する。これが果たして識者の言うように<sup>53</sup> 最初の不敬事件であったのか、まずこの点の確認をする。ツキディデスによれば、ドラコン法成立以前の630年代<sup>54</sup>、アクロポリスの祭壇もしくはエウメニデスの祭壇にの

<sup>51</sup> Plat *Euthyphr* 14B; Lys 30.18; Isoc *Paneg* 29f. Cf. D.Kaufman-Bühler *RAC* 6, 1011. さらに史実性は疑わしいが Aristoph が描き出す、異邦の神「サバジオスと異邦の神々」を追放した伝統主義者(Cic *Leg* 2.37)もここに含めておく。

<sup>52</sup> Cf. MacDowell 193. Tac *ann* 1.72[神々への不正は神の関心事]にはない思想。

<sup>53</sup> ἄγος 関連語を村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』、同『英雄伝 ソロン』は「洗神」と訳出。Lipsius 362 も“ἄσεβεια”に該当すると見る。一方 Garland 139「そもそもそれ(キュロン事件)が asebeia の範疇のもとで扱われた否かは疑問」。

<sup>54</sup> Arist *PolAthen* 1. 630年代はアテナイのアルコン表(Euseb-Hieronymus; *RE* II-1, 582-98に再構成された一覧表)および Thucyd 1.126 のキュロンのオリュンピック競技優勝に対する言及からの推定。優勝は第35大会期(4年に一度の開催を想定すれば)前640/639年以降。第36大会期なら636/5年以降、第37大会期なら632/631年以降。なお Thucyd *ibid*; Plut *Solon* 12; DL 1.10.110; Herod 5.71 は正確な時期を記さない。

で命乞いをしたキュロンの徒党を当時のアルコン、メガクレスが神域内殺傷の禁を破って処刑したが、彼は宗教的規則に違反した廉で同僚アルコンと共に300人法廷<sup>55</sup>で審理された。その結果彼らとその子孫は呪われ人の烙印を押されることとなり<sup>56</sup>、アテナイ人は市を浄めるべくクレタ人エピメニデスを招聘し浄めの儀礼が執行されたという。

まず史料に多く出るアゴス ἄγοςとは元来ミアスマ μίασμα [穢れ] とは異質の呪いという聖法上の概念である。この点に関する説明として、やや長くなるがパーカーの優れた論考『ミアスマ』からの一節を以下に引用しよう。

「例えば屍は miasma を放出するが、agos が生じるのは、聖法に基づき埋葬される権利を [誰であれ] 生き残った者が当の屍に拒絶する場合には限られる (Soph *Ant* 256 [匿名逃亡者に殺害された屍に放たれた ἄγος]; Aesch *SeptTheb* 1017)。agos が生み出されるには、違反行為の矛先がおそらく神々あるいは神的諸規則に向けられていなければならない。このことは、単純な殺人行為の場合その矛先は神々等には向けられていないのに対し、祭壇の前での殺人行為の場合は間違いなくそれらに向けられていることから明かである (Herod 6.91.1 [神域内流血によるアゴス]; Thucyd 1.126.2, 1.128.1-2 [神域内逮捕後に域外で処刑による ἄγος]; Aesch *Eum* 167 [神域内での血によるアゴス])。時として agos の発生原因は単に miasma と、何らかの聖なるものとの接触にすぎないのではないかと思えることもある。ヘロドトスとツキディデスに記録された歴史的な事例はす

<sup>55</sup> Arist *PolAthen* の写本冒頭部は欠損のため Plut *Solon* 12 に依拠。法廷の実態は不明。「昔は」殺人事件を裁くのはアレオバゴスの法廷だけだったが (Demosth 23.66)、ソロンの書板 13 第 8 条を見る限り、ソロン以前の時代に既にアレオバゴスの他、エフェタイ、ブリュタネイオン、アルコン・バシレウスの法廷でも可能であった (Plut *Solon* 19.4)。一方 300 人の選出基準は「名門出」(Arist *PolAthen* 1.1) と、またアルコンのそれも「名門出」に加えて「富」(*ibid* 3.1, 6) とすると、300 人法廷はこの時代のアルコン団同様アレオバゴスが任命した機関だろう (Cf. *ibid* 8.2)。後代不敬罪審理が一機関に限定されず、審議会、民会、あるいは神官団に開放されていた経緯を考慮すると、古い時代ほど重要案件の審理権限はアレオバゴスに集中していたと考えられる。

<sup>56</sup> Arist *PolAthen* 1.1 τοῦ ἄγους; 20.2 τῶν ἐναγῶν 20.3 ἡγηλάται; Herodot 5.71 Ἐναγέες; Thucyd 1.126 ἐναγεί; Plut *Solon* 12.6 ἄγη καὶ μίασμοδος。前 4 世紀以降はミアスマの同義語 (Parker *Miasma* 8 n.35 Cf. Philon *VitaMose* 2.196 [エジプト人の父とイスラエル人の母を持つ不敬神な男] ἔτεινε τὴν ἀσέβειαν ἐπαράτῳ καὶ ἐναγεί καὶ μεμιασμένη ψυχῇ)。

べて聖域規定に反した殺害行為という形態をとっているからだ。しかしながら流血なき聖域の汚辱はアイスキュロス(Aesch *Supp* 375)では agos として言及されており、誓いもしくは呪いの行為によって発生した agos と、穢れを放出する物体との間には何ら[必然的な]結び付きはない。miasma を持ち込むことによって聖域を穢すことは、agos の観念の中核を構成する、あの災い多き聖裁 [consecration 聖法上の制裁] を招く一つの、しかし[多くの中の] 一つの仕方にすぎないのである。<sup>57</sup>

呪い ἄγος を呼び起こすのは殺人や流血それ自体ではなく —— これらが引き起こすのはむしろミアスマである —— 聖法に対する違反である。そして聖域外殺人についての箇所でも呪いに言及されることがあるように<sup>58</sup>、殺人一般はもともと聖法が管轄する犯罪とみなされていた。前 4 世紀に至っても殺人および傷害事件は、容疑者の動機や被害者の身分に応じて、アレオパゴス、パラディオン、デルフィニオン、フレアトスの神域で<sup>59</sup>、しかも、呪われ者、穢れ者と同室することは呪い、穢れの伝染をもたらすため、「青天井の下で」裁判されていた。アレオパゴスがバシレウスを議長とし、少なくとも前462/1年エフィアルテスの改革までは、宗教的案の審理において最も重要な役割を担っていたことはほぼ疑いがなく<sup>60</sup>、またパラディオン以下の場所はどれも神域であり、被告は開廷中以外神域である法廷に立ち入ることはできず、フレアトス神域での裁判の場合は被告側弁論すら法廷外の、「停泊中の船」で行わねばならなかった。殺人事件の史料証言に呪いへの言及があれば、それは当該行為が神々への犯罪と表象されていたことに起因し、呪いと聖法との不可分の関係が言い表される。次に以上のことを前提として証言テキストから読み取れる事柄を以下に述べる。

アルコン同僚団およびアルクメオン一族に負わされた呪いは神域の内外に係わらず殺人という聖法違反行為ゆえに呼び起こされた。こう考えると、事件は神々に対する侮蔑、然るべき敬意表現の欠落としての不敬に該当すると印象を否めな

<sup>57</sup> R.Parker *Miasma* 8. 0 内は原註を参照して付け加えた引用者の補足。[] 内は引用者の付加。

<sup>58</sup> Aeschylus *Choeph* 635-8 ἄγει βροτῶν ἀτιμωθὲν οἴχεται γένος.

<sup>59</sup> Arist *PolAthen* 57.3f; Demosth 23.65-78.

<sup>60</sup> 下記註 78 参照。さらに 352 年には二神の聖地エレウシスの管理に関する民会決議(CIA IV 2 n.104a [*Sylloge*<sup>2</sup> n.789] Lines 16f)。

い。さらに神域規則違反という加重要件も加わり、古典期ならそれだけで不敬に該当したことは間違いない。実際政務審議会の祭壇のもとに逃避したテラメネスを現場で処刑することなく力づくで拘束しただけのクリティアスら30人は「不敬極まりない」と言われる<sup>61</sup>。

しかしἀσεβ- 関連語はどの史料にも、帝政期プルタルスのテキストにさえも現れないという事実は侮れない<sup>62</sup>。ミュロンは彼ら穢れ人を300人法廷に告発し、「呪い」という有罪判決を得たと言われる。後にソロンはクレタからエピメニデスを招聘して市全体を浄め、祭儀制度の整備を行ったと伝えられているように、この時点では聖域規則に違反しての殺人事件は前代未聞の出来事で、明確な対処法も存在しなかったのだろう。裁判は聖法上の慣習もしくは市民感情に基づき行われていたと推定される<sup>63</sup>。

そもそも不敬とは聖法上の概念ではなく、社会的徳目としての敬虔の対概念か、あるいはその法的認知(立法化)を受けて生成した世俗法上の概念である。立法化とは総じて世俗法の制定を言う。その点でἀσεβής は社会的徳目を指し示す語ではない ἀνοσίως と次元を異にする<sup>64</sup>。上に見た通りキュロン事件関連史料に ἄγος 関連語は登場するが ἀσεβ- 関連語が出ないのは、ソロンの時代確かに敬虔の概念も語も共に生成していた可能性は確かにあるにせよ<sup>65</sup>、神域殺人をモラル・コードとしての敬虔に違反する行為と捉える習慣がまだなかったからだろう<sup>66</sup>。

<sup>61</sup> Xen *Hell* 2.3.53. ただし拘束前のテラメネスの発言。なお上記註 40 も参照。マイカルソン 126f.

<sup>62</sup> Ostwald 529.

<sup>63</sup> 聖域 ἄσυλον についての(後代の)決議は庇護嘆願者の身体や財産にまつわる取り決めであって嘆願者殺害犯の処遇について規定するものではない(Cf. Stengel, *RE* 1-2 1881f; Lipsius 643 [逃亡奴隷の処遇について])。

<sup>64</sup> ただし時代が下るとミアスマは“自然学的”ではなく倫理化された意味で用いられ始めて不敬と合流し(Demosth 21.114114 οὗτός ἐστ' ἀσεβής καὶ μιαιφόνος; Antiphon *Tetralogia* 3.3.6; Plat *Euthyph* 4BC [正当な殺人は穢れなし]. Parker *Miasma* 312-4, 367)、他方アゴスはミアスマと合流する(上記註 56 も参照)。

<sup>65</sup> 上記註 14 および下記 b) 参照。ただし現存するソロンの詩に σεβ- 関連語は出ない。

<sup>66</sup> 無論聖法上の概念表記は立法化措置を経てもそのまま用い続けられることもあり、民主政転覆計画者を殺害した者に対する ὄσιος および εὐαγγής の認定がその一例(Andoc 1.97 ὁ

では前6世紀初頭はどうか。この点に関してディオゲネスは二つの興味深い事実を伝えており、結論を先取りして言えばソロンが不敬という罪名での処罰規定を設けた可能性は限りなく零に近い、ということである。

**ソロンと親殺し法** 一つは、ソロンは殺人に関するドラコン法を踏襲したが、親殺しを特別視せず立法措置をとらなかった<sup>67</sup>、という事実である。彼もまた他のギリシア人同様、神々、そして親を敬うべきという強い倫理観を持ち<sup>68</sup>、扶養義務を怠った者からは市民権を剥奪する法律まで制定している<sup>69</sup>。しかし仮に親殺し訴訟の立法化を行ったとしても、多分不敬を罪名としなかったことは以下の理由からほぼ確実である。

**プラトン『法律』における親殺し** 『法律』を一瞥してみよう。著者はソロン同様親への敬愛の重要性を強調し(*Leg* 717BC)、敬愛せず蔑ろにした者に対し、虐待の廉での訴訟提起を認めている(*Leg* 932A-C)。親族殺を扱った第9巻12章では親殺しが子殺し、兄弟殺しと共に親族殺の名のもとに包括されて論じられ、その非道さが断罪される<sup>70</sup>。しかし著者はこれらの犯罪を不敬罪とは呼ばない。それに対し激情ゆえの殺人を扱った第9巻10章では子殺し、夫(妻)殺し、兄弟(姉妹)殺しに

δὲ ἀποκτείναι τὸν ταῦτα [民主政の否定] ποιήσαντα καὶ ὁ συμβουλευσας ὄσιος ἔστω καὶ εὐαγής。ὄσιος 以下の古風な言い回し(Cf. “sacer esto”)はソロンに遡る(Liddell-Scott 1968, s.v. “ὄσιος” p.1261, II-2 “Lex Solonis”)。殺人立法は聖法観念に依拠した。罪名とは世俗法によって命名されるもので、聖法において個々の犯罪に固有の罪名はない。

<sup>67</sup> DL 1.59 *κατὰ πατροκτόνου νόμον οὐκ ἔθηκε*.

<sup>68</sup> DL 1.60 *θεοὺς τίμα, γονέας αἰδοῦ*. Cf. Hesiod *Op* 331f; Aesch *Suppl* 707-9; Soph *OedCol* 1377. 一方で親は特別な存在であり、他方で殺人は種類を問わず(Plat *Euthyphr* 4B)聖法違反と考えられた。とすれば一種のジレンマがここに存する。アテナイにおける親殺し訴訟の不在理由については Ostwald 6 の利発的な説明参照。

<sup>69</sup> DL 1.55 *ἐάν τις μὴ τρέφῃ τοὺς γονέας, ἄτιμος ἔστω*. 親扶養の義務 Hom *Il* 4.477f; 17.301f; Eurip *IphAul* 1228-30; *Suppl* 361-4. 1937年に発見されたデルフォイの法律には扶養義務拒否者に対する投獄規定がある(P.Lerat, Une loi de Delphes sur les devoirs des enfants envers leurs parents, *RevPhil* 3-17[1943] 62-8; A.Lumpe, *RAC* 4, 1192f)。なお Andoc 1.75 によれば親虐待に対しては公権剥奪。アルコン資格審査項目の中も「親に親切かどうか」の点が含まれていた(Arist *PolAthen* 55.3; Xen *Mem* 2.2.13; Demosth 57.70. 提案者資格審査でも同様 Aeschin 1.28-32)。

<sup>70</sup> 親族殺しは *Leg* 872C-873D. 親殺しは 873A.



対する規定を別個に立てながらも、親殺しについては独自の罪名のもと訴訟形態を規定することをせず、親殺しは暴行罪でも、聖財略取罪でも、不敬罪でも訴訟が可能であると述べるに留める (*Leg* 869AB)。いずれの箇所でも親殺しは夫殺し、兄弟殺し等も同様、不敬とは呼ばれず、それらの犯罪に対する処分内容(追放)への不服従が不敬該当と宣言される<sup>71</sup>。つまりプラトンは親殺し訴訟を独自の訴訟形式としては立てず、また不敬罪の罪名のもとに訴訟形態を規定することはせず、これを親族殺の一形態として処理した、ということである。

**アテナイの現行法とプラトンの『法律』** ここで考えるべきことは、プラトンは一方で親殺しの法的範疇を設けずに親族殺の範疇でこれを捉えていながら(9巻12章)、他方では親殺しを他の親族殺からは分離し、暴行罪訴訟や聖財略取罪訴訟、それに不敬罪訴訟での訴追も可能だと(9巻10章)、相互に整合しない説明を施している点である。10章の発言は『法律』執筆時のアテナイの現行訴訟制度および当時の慣行を念頭に置いていたことに起因しよう。現に『法律』9巻1章の聖財略取、9巻16章の暴行(Cf. 880B 親を殴打)、10巻15章の不敬罪についての箇所に親殺しへの言及はない。現行訴訟制度が念頭にあったことはまた、前4世紀デモステネスがアンドロティオンから父親殺しを理由に不敬の罪名で公訴されたという弁論家自身の証言<sup>72</sup>からも推論される。この証言は(父)親殺し訴訟という独自に法的認知を受けた方式が当時のアテナイに存在せず、通常は殺人法、稀に不敬法に従って処理されていたという慣行の存在を強く示唆する<sup>73</sup>。『法律』の著者はこれに対しメスを入れ、親殺しや不敬の法的位置づけを独自に見直そうとしたのであろう。

『法律』においては子殺しや夫殺しそのものは不敬罪と直接関連づけられることなく、例えば処分内容への不服従が不敬行為の一つとされた。しかしこの不敬罪の具体的内容、そして訴訟形態についての体系的記述は『法律』第10巻第15章(907D以下)でなされ、そこでは不敬の本質は神々についての否定的意見にあることが指摘され(908B)、否定的意見の具体的内容は第10巻冒頭以下長々と三種類に分類されて論じられる。一方訴訟

<sup>71</sup> Plat *Leg* 868C-E. なお 799B でも宗教儀礼規則違反そのものではなく、違反ゆえの処罰への不服従が不敬罪相当と評される。

<sup>72</sup> Demosth 24.7 ἄσεβείας γραφήν. Cf. 22.2 [父親殺し犯との同居ゆえの不敬]

<sup>73</sup> Antiph. が通常殺人をも不敬だと主張した(Antiphon *Tetralogia* 3.1.2; 3.2.7) のは殺人を聖法違反とみる、ドラコン法成立以前の古い時期の殺人観の名残だろう(上記註 39)。殺人法の成立により多くの市民は以降その聖法的起源を忘却し、世俗法の眼鏡を通してしか殺人を見ることができなくなったと思われる。典型的な不敬である(Plat *Leg* 854CD) にもかかわらず聖財略取行為が不敬法の適用を受けることがなかったように。

形態については、「人、もし言葉ないし行為をもって不敬を犯すなれば、その場に合わせた目撃者はアルコンたちにその旨通報し、(事件処理に)協力せよ。アルコンらのうち最初に(事件を)認知した者らは(この者を)法律に基づき、この種の件について裁定を下すよう指定されている法廷に連行せよ...」<sup>74</sup>、の文が見える。この法律の条文形式は現行法のそれを踏襲していると思われるが(上記註 6 参照)、不敬内容の記述は著者独自の創作。神々の非認知者のみならず、世界に対する神的配慮の否定者、神々の買収不可能性の否定者までも現行法が明示的に不敬者と規定することは考え難い。これらの議論は 10 巻冒頭から始まる神学的議論の流れを単に継承しただけである。

ここにはアテナイの法制度の特徴が出ており、彼らは罪名の定義はせずに具体的事件、犯罪行為に即して何よりもまず訴訟形態を法的に措置するのであり、個々の犯罪行為を包括する上位概念、例えば親殺しに対する不敬、を罪名として確定し、これを(ある程度)厳密に定義した上で訴訟処理に適用することはしない。プラトンは親殺しに関しては確かに親族殺という上位概念を立てたが、「親族」を敢えて定義をしない。これは親族概念の外延が誰の眼にも比較的容易に見極め可能であったためであろう。同じ9巻1章～3章(*Leg* 853D-857A)では聖財略取、国家転覆および売国に対する訴訟を同一の法律によって規定すべきとの見解を表明しながらも、三者に共通する上位概念を挙げていない。これは前410年頃に弾劾法が国家転覆、売国、贈収賄を対象として制定されたものの、上位概念となる共通の罪名を立てなかったことに呼応する。たとえソロンが親殺し法を制定したとしても不敬法という形はとらなかつただろう、ということの所以である。

**ソロンと神々への不敬行為** もう一つは、ソロンは「神々を敬い、両親を尊べ」と語った事実である<sup>75</sup>。彼は神々、親、共に畏れ敬うべき対象と見ていた。しかしここで

<sup>74</sup> Plat *Leg* 907E. 'Ἐάν τις ἀσεβῆ λόγους εἴτ' ἔργους, ὁ παρατυγχάνων ἀμυνέτω σημαίων πρὸς ἀρχοντας, τῶν δὲ ἀρχόντων οἱ πρῶτοι πυθόμενοι πρὸς τὸ περὶ τούτων ἀποδεδειγμένον κρίνειν δικαστήριον εἰσαγαγόντων κατὰ τοὺς νόμους κτλ.

<sup>75</sup> DL 1.60 θεοὺς τίμα, γονέας αἰδοῦ. ソロンについてのDLの記事(1.45-67)にσεβ-系の語は出ないが、ほぼ同時代のミュティレネのピッタコスについての箇所(1.78), あるいはピアスについての箇所(1.86)には用例が確認される(ただし直接引用ではない)。少なくとも概念だけは既にミュティレネのみならずアテナイにも成立していたと見ることができる(Cf. 1.88)。

ディオゲネスは親虐待を罰する法律の制定のみに言及し(1.55)、神々を蔑ろにする輩については言及しなかったのである。そればかりではなく、さらに上掲「神々を敬え」という言葉を、彼の立法措置についての箇所(1.55-57)からは外し、単なる語録集もしくは金言集の箇所に組み込んでいるのである。明らかにソロンは神々への不敬を罰する(ないしは敬度を命じる)法律は制定しなかったと考えるべきだろう。

## b) アISKYLOSの守秘義務違反

ソロンが親殺し法を制定しなかったのは不敬法が既に制定されていたからではない。理由を問われたソロンは単に、「そうならぬよう(=親殺しが起こらないよう)望む」とだけ返事したそうである。法律が存在し、かつそれによる親殺し犯処罰が慣例化していたとするなら、制定しなかった理由に関する質問も、ソロンの応答も意味をなさない。

現存史料が伝える最も古い訴訟事例は、守秘義務を知らずに作品中で部分的に秘儀についての描写を行ったとして告発されたアイスキュロス(前456年死去)の例である。告発についてアリステレスは沈黙するものの、その弟子のポントウスのヘラクレイデスは、無知に気づいた詩人が自らの身を守るためディオニュソス祭壇に一時逃避し、その後アレオパゴスで裁判を受けたが放免されたことを伝えており、その後もアレクサンドリアのクレメンスやアエリオスが告発事実と裁判の結末についてある程度具体的に語っている<sup>76</sup>。しかし証言史料中不敬に明示的に言及しているのは帝政期のアエリオスだけであることに注意せねばならない。確かに秘儀経験者には守秘義務が課せられており、漏洩が違法行為であることは当時市民間の共通認識であったことはほぼ間違いない。しかしここでも漏洩が(単なる違反ではなく)不敬に該当することを明言をもって証言した史料は前5世紀末までしか

---

を使用していない。なお神々に対する *αϊδέσεται* と *ἐπεσθαι τιμὴν* については Hom III 9.508, 513f.

<sup>76</sup> Arist *EthNich* 1111a には *ἀσεβ-*関連語は出ず、守秘義務に関する無知の例として Aesch. の例が引かれる(*οὐκ εἰδέναι ὅτι ἀπόρρητα ἦν, ὥσπερ Αἰσχύλος τὰ μυστικά*)。Heraclid Pont fr.170 [Wehrli]; ClemAlex *Strom* 2.(14).60.3 *ὡς Αἰσχύλος τὰ μυστήρια ἐπὶ σκηνῆς ἐξεπιπὼν ἐν Ἀρείῳ πάγῳ κριθεὶς οὕτως ἀφείθη ἐπιδείξας αὐτὸν μὴ μεμνημένον*; Aelian *VarHist* 5.19 *Αἰσχύλος ὁ τραγῳδὸς ἐκρίνετο ἀσεβείας*.

遑れないという事実があるゆえ<sup>77</sup>、告発が不敬を罪名としたとは言い切れない。とはいえ告発事実までは疑う必要はない。アリストテレスが秘儀情報の門外不出的な性格と詩人の行為の不法性を前提して語っていること、またアレオパゴスが民主化過程の中で次々と権限を剥奪されたにせよ審理がその管轄に含まれていたこと<sup>78</sup>はほぼ疑いがないからである。したがってアリストテレスは文脈上単に告発事実に言及する必要性を感じなかったためにこれを省略したのに対し、他の証言者は別経路の伝承を利用して告発以下の経緯を創作付加したと考えることができる。

### c) ディオペイテース提案の決議案

研究史において前 432 年<sup>79</sup> の本決議案はしばしば不敬罪を規定した最初の法案と評価されてきた<sup>80</sup>。果たしてそうした評価が正鵠を得たものであるかどうか、以下に該当史料を引用して検討する。

「この時期、アスパシアは不敬の廉で訴えられており、原告は喜劇作家ヘルミッポスであった。(中略) またディオペイテースは、神事を認知せぬ者ども、ある

<sup>77</sup> Aristoph *Thesm* 367 は秘密漏洩を不敬と前提。前 415 年の秘儀冒瀆事件にまつわる証言史料も同様(Andoc 1.29; Plut *Alcib* 19 ただし訴訟形式はエイサングリア。Areop.での審理ではない)。Cf. Eurip *Bacch* 472 ἄρρητ' ἀβακχεύτοισιν εἰδένα βροτῶν [バックスの秘儀]。DL 2.101 [無神論者 Theodoros] “τίνας εἰσὶν οἱ ἀσεβοῦντες περὶ τὰ μυστήρια;”; DL 7.186 [前3世紀 Chrysippus] ] Ὁ λέγων τοῖς ἀμυήτοις τὰ μυστήρια ἀσεβεῖ。それゆえ秘儀関連の訴訟の陪審員は入信者に限られた。Andoc 1.28, 29 ὑμεῖς οἱ μεμνημένοι, 31; Lipsius *AR* 143.

<sup>78</sup> 他の類似事件(DL 2.101; Lys 7.22[オリーブ樹の木株撤去])でも舞台はアレオパゴス。Lipsius *AR* 129 [462 年エフィアテスの改革まですべての不敬罪訴訟を担当]; Parker *Athenian* 130f [エフィアルテスの改革以降も宗教的案件的の処理にあたっては権威を保持], 278.

<sup>79</sup> 429 年説もある。Connor, esp. 118 n.9.

<sup>80</sup> Ostwald 530-2 この点を重視し Derenne 同様(上記註 12)Diop.の民会決議に基づく Anax. 訴訟を最古の不敬罪訴訟事例と見る(下記註 91 参照)。Dover *Freedom* 39-41 は、Anax. に関する DiodSic 12.39.2 および Diop.に関する Schol. Aristoph *Av* 988; *Eq* 1085; *Vesp* 380 に決議案への言及がないことを根拠に史実性を否定するが根拠としては弱く、支持者を得られていない。

いは天空の事柄についての言説を教授する者どもを弾劾訴訟手続きで訴えるために民会決議案を草案し(提出した)。」<sup>81</sup>

ここで注目したいことは、

1) ディオペイテースの民会決議案提出以前の段階で既に不敬罪訴訟が可能であったこと。つまり立法化は決議案以前に既に行われていた。

2) プルタルコスが *δικὴν ἀσεβείας* と、罪名を明示している限り、アスパシア訴追の準拠法として利用された不敬法の条文は *ἀσεβ-* 関連語を含み、*Plat Leg 907E* と同じ *Ἐάν τις ἀσεβῆ* で書き始められていたと推論できる。しかしそれに続く訴訟形式についての文言は厳密には不明である<sup>82</sup>。仮に *δικὴν* がテクニカルな意味で使われていたなら *δικαζέσθω πρὸς Εὐμόλπιδας* であろうが、*δική* が広義の訴訟一般を言い表しているのなら、アンティステネス証言に依拠して「公訴」と想定するのが妥当である<sup>83</sup>。

3) 一方ディオペイテースは既に一つの不敬法が存在していたにもかかわらず、もう一つ別の(不敬)法の立法化を試みた。彼が構想していた条文はおおよそ以下のようであったと推測される。

*Ἐάν τις τὰ θεῖα μὴ νομίζῃ (ὁ δὲ μὴ νομίζων τὰ θεῖα) ... , εἰσαγγελλέσθω ...*

ここには *ἀσεβ-* 関連語が登場しない点が重要である。アテナイ人は例えば神事侮蔑者を糾弾しようとした場合、不敬法が既に存在することを理由に新たな立法措置を控えるとは限らない。告発者の眼に侮蔑行為が不敬に該当することが自明であっても他の市民に自明ではないと判断したなら、糾弾すべき具体的行為と訴訟方式を条文に明記して草案を作成し、敢えて罪名になる上位概念に言及せずに、民

---

<sup>81</sup> Plut *Peric* 32.1-2 *Περὶ δὲ τοῦτον τὸν χρόνον ἼΑΣπασία δίκην ἔφευγεν ἀσεβείας, Ἐρμίππου τοῦ κωμωδιοποιοῦ διώκοντος ... καὶ ψήφισμα Διοπιέθης ἔγραψεν εἰσαγγέλλεσθαι τοὺς τὰ θεῖα μὴ νομίζοντας ἢ λόγους περὶ τῶν μεταρσίων διδάσκοντας.*

<sup>82</sup> Demosth 22.27 に従えば可能性は4つ(上記註5)。

<sup>83</sup> Antisth ap. Athen 589E (*FHG* II 56) *φευγούσης ποτὲ αὐτῆς γραφῆν ἀσεβείας.*

会(後にはノモテタイ)のもとに提案することもある。ἀσεβ- 関連語を欠くこの決議案はその一例である<sup>84</sup>。

4) アテナイ法が実体法よりも訴訟法を中心に構築されており、またそれに呼応してヒュブリス法同様アセバイア法も「アセバイア」の内実を無規定のまま残したのは、訴訟において果たす原告と被告の役割が、最終的な司法判断(評決)を下す陪審員のそれに比べて遙かに大きかったためであろう。正確な事実関係および罪名の確定は陪審員の判断に任されていたのではなく、訴訟当事者の論告と弁明の応酬の中で明らかにされると考えられたからである<sup>85</sup>。ディオペイテースの決議案のような、かなりの程度具体的行為の記述に踏み込み実体法に近い法案は不敬の内実の明文化を通して不敬罪訴訟の適用範囲の拡大に対しより明確な法的根拠を与え、原告勝訴をより確実にするため試みである。

#### d) 「書かれざる法」 についてのペリクレス提案

ペリクレスもまた、自身が不敬者と見なす政敵を攻撃する目的から立法提案を行う。すなわち彼は、「不敬を犯す者について警告して、彼らに対しては書かれた法のみを適用するだけでなく、書かれざる法も用いるべき<sup>86</sup>」と語ったと伝えられる。これは「書かれざる」ノモス、エウモルビダイ伝承の諸規則に対する違反者も不敬者として断罪すべきだという提案である。「アセバイア」については当時市民の間では感じとり方に相違があり、宗教儀礼についての詳細な規定に対する違反は必ずしも全市民に不敬と受け取られていたわけではなかった<sup>87</sup>。ペリクレス提案はディオペイテース決議案同様、不敬罪訴訟に対しより明確な法的根拠を与え、かつ適用範囲の拡大を主張したことになる。

<sup>84</sup> Demosth 22.27(上記註 5)に εἰσαγγέλλεσθαι が欠落しているのは 410 年に始まる「書かれた法律」の見直し作業の結果本決議文が選考から漏れたため。

<sup>85</sup> Ostwald 6. なお諸犯罪が往々にして未定義のまま残されたのも、また“裁判”が法規に沿って下された判決で終わるといった司法的意味が薄く、多分に政治的性格が強かったのもその現れ(Osborne 53)。

<sup>86</sup> Lys 6.10 καίτοι Περικλέα ποτέ φασὶ παραινέσαι ὑμῖν περὶ τῶν ἀσεβούντων, μὴ μόνον χρῆσθαι τοῖς γεγραμμένοις νόμοις περὶ αὐτῶν, ἀλλὰ καὶ τοῖς ἀγράφοις..

<sup>87</sup> Demosth 21.51-3. 弁士は政敵の行為が託宣に規定された細目規則に抵触し不敬罪にも該当することを示すために託宣を朗読させねばならなかった。Cf.59.116 [儀礼規則違反の廉での不敬罪訴訟]。

#### e) ペロポネソス戦争期以降

ペリクレスの晩年期以降確証可能な不敬罪訴訟の事例の数は急激に増大し、アナクサゴラス、プロタゴラス、ディアゴラス、プロディコスらのソフィストもしくは哲学者らが次々と不敬罪の廉で告発され、また415年にヘルメス像毀損事件と秘儀冒瀆事件、399年にアルキッポス訴訟、アンドキデス訴訟、ソクラテス訴訟、397年頃に聖オリーブ樹の木株撤去事件と、不敬罪事件が続き、いずれも親や死者や国家に対する冒瀆ではなく(親殺しを訴因とした不敬罪訴訟はデモステネス証言が最初)、神々に対する義務違反としての不敬が告発の——たとえそれが純粹に政治的目的からであれ——表向きの理由とされた。

### 4 不敬罪訴訟立法化の時期

以上で不敬罪訴訟関連史料の紹介を終える。史料を概観して気づくことは、キュロン事件関連史料にも、(アエリオスを除く)アイスキュロス事件関連史料にも、さらにはディオパイテース提案の決議案にも、ἀσεβ- 関連語が欠落していた点である。原因としては以下の二点が考えられる。

1) (慣習法も含む)法律の条文に関連語が欠落していた。つまり条文は「聖物を略奪した者は・・・」という風に、より具体的行為の記述から始まっていた。

2) アテナイ人は不敬行為を禁止しようとする場合不敬行為を禁じる法律ではなく、逆に敬虔行為を命令する法律を制定するという方策をとることもあった。ソロンは親殺しに関する特別立法を避けたものの、代わりに扶養義務を法律に明記して違反者に罰金を科したし、またアイスキュロスに適用された法律は、それがどのような法律あるいは慣習法であれ、「秘儀経験者は守秘義務を負うべし」といった文言に従い秘密漏洩者に重罰を科したのだろう。神域関係ではヒエロスュリアを断罪する法律があったが、これについても法律で神域規定を設けて違反者に重罰を科し、ヒエロスュリア関連法の代用にすることも理論的には可能であったはずである。反対に死者への罵詈雑言についてはソロンはこれを禁止し、違反者には罰金刑に

処したと言われる<sup>88</sup>。法文の実際の文面が敬虔の命令文か、不敬虔の禁止文かは立法者の意図の解明の点では全くとは言えないまでも、それ程本質の問題ではない。命令文の形をとってれば、「不敬」の文字列は登場せず、また禁止文の形をとっていたとしても、具体的行為にのみ言及していれば、やはりかの文字列は登場しない。ただし、*Εάν τις άσεβήη* で書き始まる法律(以下 NA [Nomos Asebeias] と呼ぶ)が実際に歴史的に存在したとするならば、その文面は無規定の抽象的表現だけに、個別的事件の処理のための立法措置の結果生まれた法律とは考え難いゆえ、その背後に何か特殊な歴史的事情があったのではと推測される。

以上の二点を考慮すると、不敬法の概念定義なしにその成立時期について議論することはできないとことが理解される。死者への悪口を禁止した法律、秘儀に関する守秘義務を規定した法律、親に対する扶養義務を定めた法律、神域規則を定めた法律(もしくは慣習)、これら、条文にアセベシア関連語を含まない法律(以下 Na と呼び、関連語を含む法律 NA から区別する)に対する違反行為をアセベシアと呼ぶか否かは、先述したようにその時代の市民的感覚、場合によっては政治状況に依存し、“客観的”な決定は不可能である。問題点は以下の二点である。

1) NA の成立時期

2) ペロポネソス戦争期以降、神事軽視、秘儀冒瀆、守秘義務違反、オリーブ樹木株撤去、不法者告発の不履行(アンティフォン)、天文学の实践教授等々の複数の異種の行為が「アセベシア」という罪名のもとに一括され、文献にアセベシア訴訟の証言が頻出し始めるのは何故か<sup>89</sup>。

1) アイスキュロス事件に適用されたのは、一部後代の史料を除きアセベシアへの明示的言及がないため NA ではないだろう。また Na でもなく、むしろ聖法上の

<sup>88</sup> Plut *Solon* 21.1. 理由として「あの世に行った人々を神聖と考えることは *όσιον* だから」(και γάρ *όσιον* τούς *μεθεστώτας* *ιερούς* *νομίζειν*)と言われる。違反者は古典期なら *άσεβες* と呼ばれただろう。

<sup>89</sup> *Dover Freedom* は多くの事例を後代の創作に帰すことで解決するが(e.g.31)、415年の訴訟事件は不敬に対するアテナイ人の負の思いが強かったことを示す(Parker *Athenian* 206 = *Reason* 44 = *Trial* 150)。



慣習と思われる。守秘義務違反を罰する法律を敢えて個別に制定するに至る歴史的経緯は想像し難いからである<sup>90</sup>。またペリクレス提案(上記d節参照。提案年不明)も不敬者の可処罰性を前提しているため、このテキストからは既に提案時には、ディオペイテース決議案提案時(430年前後)同様、(Naではなく)NAが存在していたことが読み取れる<sup>91</sup>。さらに415年のヘルメス柱像毀損事件、秘儀を私的な場所で模倣し、非経験者の眼に晒した冒瀆事件、あるいはソクラテス裁判を初めとする世紀転換期に生じた一連の訴訟事件の準拠法がNAであったことは史料証言からほぼ間違いない。アリストファネス『祭りをする女たち』(411年上演)も“国家機密”漏洩を秘儀暴露になぞらえ、それをアセベイアと呼ぶ。実際の秘儀暴露事件へのNA適用事実なくしては“喜劇性”の出ない叙述法である。とすれば、NA成立は問題視された詩作(作品名不明)の発表年以後、決議案提案年の間、即ち前5世紀の70年代から30年代に絞られる。

2) NAのような抽象的文言を用いた法律は個別事件処理のために制定された可能性が低いことは既に指摘した。興味深いことに、一連の訴訟事件にはアセベイアの対象となる親や死者とに関連した訴因——親、死者への敬虔さは悲劇作品で頻繁に言及される——が極々少数の例外<sup>92</sup>を除いては見出されず、専ら神々との関係を規定した聖法規則への違反だけが強調され、『法律』でもアセベイア法の対象は神々に対する誤った見解とされ、執筆当時の現実の法運営を反映した記述となっている。これは異様であり、不敬についての一般的通念と法律の実際の運用との間に一種のギャップがあったと言わざるを得ない。この時期、親や祖先を軽視する風潮が、時には子が親を法廷に訴えるといった古き人倫に反する現象

---

<sup>90</sup> 守秘義務の観念自体は秘儀成立時にまで遡り得る程にまで古いと思われ、立法措置による再確認には合理性がない。立法措置が規制対象とするのは聖法規則の適用によって生じ得る社会的諸関係であって規則そのものはない。上記註63参照。

<sup>91</sup> Ostwald 530-2はNAの不在を前提にペリクレス提案を考察。それゆえLys 6.10に  $\mu\eta\ \mu\acute{o}\nu\omicron\nu\omicron\ \dots\ \acute{\alpha}\lambda\lambda\acute{\alpha}\ \kappa\alpha\iota$  とあるにもかかわらず、提案の趣旨は不敬罪訴訟の処理を「宗務担当役人に委ねる」点にあると解釈する。

<sup>92</sup> 筆者の知る限りデモステネスが最初(上記註72)。

が現れ<sup>93</sup>、それゆえ公職者資格審査の際に親に対する篤い配慮  $\epsilon\tilde{\upsilon}\ \pi\omicron\iota\epsilon\tilde{\iota}$  を初めとする敬虔の実践が問いただされたのにもかかわらず<sup>94</sup>、これを規制する立法は行われず、親虐待等を訴因とした不敬罪訴訟の例は皆無なのである。これは少なくとも5世紀後半にポリス宗教制度崩壊への危機感が存在したことを証す事実である。さもなくば宗教的訴因に基づく訴訟に勝訴は見込めないからである。しかし崩壊危機が現に存在していたか否か、また政治家(弁論家)がこの点で市民の危機感を共有していたか否かは別問題である。

5世紀を通して崩壊危機を示す証拠史料は存在しない<sup>95</sup>。ソフィズム等の新思考、自然学者らの合理主義の浸透にもかかわらず、市民は疫病蔓延後はアスクレピオス祭儀を導入し、また徹底した合理主義者ソクラテスでさえ伝統的祭儀には決して拒絶の態度をとらなかった。新しい思想史的潮流は伝統的宗教制度の凋落を引き起こしはしなかった、が、多くの市民が宗教的理由から不敬法 NA を準拠法として訴えられた。それに反し親軽視の風潮は現実のものであり、しかも NA は現実に存在した、が、誰も NA に訴えることはせず、親の告発さえ許容した。このような運用実態を見ると、数世紀来親を敬愛する心を持ち続け、6世紀にはこれをエウセビアという形で神々を敬う感情と合流させ徳目化してきたアテナイ人は5世紀後半、本気で、つまり不敬行為がもたらし兼ねない社会的弊害を慮って純粋に“宗教社会学的”動機から不敬を断罪する気があったのか、当然の疑問が生じる。

仮にNA制定者の動機と、NA利用者の動機とを同一視することが許されるなら、制定者は市民の間に危機感を煽り、この危機感を意図的に利用して政敵を一網

<sup>93</sup> Xen *Mem* 3.5.15[ペリクレスの批判的発言]; Andoc 1.19; Plat *Euthyph* 4A; Aristoph *Vesp* 87-135. Cf. Dover *Morality* 273f [関連箇所収集]。Ostwald 229-50 “Generation Gap and the Sophists”。

<sup>94</sup> 市民権保持等の外面的条件(Lipsius 274[違法行為の有無]; Nilsson I 525)のみならず品行方正もしくは敬虔その他をも検査した(G. Adeleye, *The Purpose of the Dokimasia GRBS* 24 [1983] 295-306[民主政への忠誠])。さもなくば親孝行の質問は無意味。質問事項には父祖神アポロン等の家族内祭祀、(先祖の)墓の存在、親への配慮、軍務経験と、神々、死、親、祖国の敬虔四点セットが含まれていた(Arist *PolAthen* 55.3; Xen *Mem* 2.2.13; Demosth 57.70。提案者資格審査でも同様 Aeschin 1.28-32)。親虐待訴訟も認められた(Arist *PolAthen* 56.6)。

<sup>95</sup> Parker *Athenian* 210 = *Reason* 46 = *Execution* 152。

打尽にすべく政治的意図から NA を制定させたことが容易に予想される。この予想は、プラトン『プロタゴラス』において不敬が「ポリス的徳の反対物」に数え入れられ(上記註 93)、偽アリストテレスの敬虔の定義文に「祖国」が付加され、さらには、例えば政務審議会場への入場の際に議員が「ポリスのために犠牲と祈りを捧げる」<sup>96</sup>あるいはまたリュクルゴスが「売国者」レオクラテスを三拍子揃った不敬者と見なしたように<sup>97</sup>、古典期敬虔の範疇が(政治の場に限って言えば)親子関係と生存者死者関係を通り越して、国家を包み込んでいった事実と齟齬をきたすことはないのである<sup>98</sup>。

引用文献

- Brickhouse, T.C./Smith, ND *The Trial and Execution of Socrates. Sources and Controversies*, Oxford 2002
- Connor, W.R. Two Notes on Diopieithes the Seer, *CP* 58(1963) 115-8
- Derenne, E. *Les procès d'impïété intentés aux philosophes à Athènes au Vme et au IVme siècles avant J.-C.* (= *Bibliothèque de la Faculté de Philosophie et Lettres de Université de Liège*, Vol.45), Liège /Paris 1930 (Repr New York 1976)
- Dodds, E.R. *The Greeks and the Irrational*. Berkeley 1951
- Dover, K.J. The Freedom of the Intellectual in Greek Society. *Talanta: Proceedings of the Dutch Archaeological and Historical Society* 7(1975), 24-54
- *Greek Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle*, Oxford 1974

---

<sup>96</sup> Antiph 6.45 θύων καὶ εὐχόμενος ὑπὲρ τῆς πόλεως ταύτης; Demosth 21.117 ὑπὲρ τῆς βουλῆς ἱεροποιῆσαι καὶ θῆσαι καὶ κατάρξασθαι τῶν ἱερῶν ὑπὲρ ὑμῶν καὶ ὅλης τῆς πόλεως.

<sup>97</sup> 直接の訴因は売国だが、随所で不敬に言及される。特に Lycurg 1.97.

<sup>98</sup> Plat *Crito* 51A-B[祖国は父母、祖先よりも誉れ高く神々しい。よって恐れ敬わねばならぬ ἰσέβεσθαι δεῖ]; Lycurg 1.43 τίς ἄν ἡ δικαστῆς φιλόπολις καὶ εὖσεβεῖν βουλόμενος κτλ. [ポリスを愛し敬虔たらんとする者]。

- Garland, R. *Introducing New Gods. The Politics of Athenian Religion*, Cornell UP 1992.
- Lipsius, J.H. *Das attische Recht und Rechtsverfahren* 3Bde, Leipzig 1905-15 (unver.reprogr.Nachdr. Darmstadt 1966)
- MacDowell, D.M. *The Law in Classical Athens*, Ithaca 1978
- Nilsson, M.P., *Geschichte der griechischen Religion* II Bde, München 1941-50
- Osborne, R. Law in Action in Classical Athens *JHS* 105 (1985) 42-51
- Ostwald, M. *From Popular Sovereignty to the Sovereignty of Law: Law, Society and Politics in Fifth-Century Athens*, Berkeley 1986
- Parker, R. The Trial of Socrates. And a Religious Crisis? in: idem, *Athenian Religion*, 199-217  
= → Smith, N.D./ Woodruff, P.B., *Reason* 40-54  
= → Brickhouse, Th.C./ Smith, N.D., *Trial* 145-61
- *Miasma: Pollution and Purification in Early Greek Religio*, Oxford 1983
- *Athenian Religion: A History*, Oxford 1996
- Rudhardt, J. La définition du délit d'impiété d'après la législation attique, *MusHelv* 17(1960) 87-105
- Smith, N.D./Woodruff, P.B. *Reason and Religion in Socratic Philosophy*, Oxford 2000
- Todd, S.C. *The Shape of Athenian Law*, Oxford 1993
- Yunis, H. *A New Creed: Fundamental Religious Belief in the Athenian Polis and Euripidean Drama* (Hypomnemata 91) Göttingen 1988
- 藤縄謙三 『ホメロスの世界』新潮選書 1996
- ブリックハウス 『裁かれたソクラテス』東海大学出版会 1994  
原題: T.C. Brickhouse/N.D. Smith, *Socrates on Trial*, Oxford 1989
- マイカルソン 『古典期アテナイ民衆の宗教』法政大学出版局 2004

古代アテナイにおける不敬罪訴訟の起源を巡って

原題: J.D. Mikalson, *Athenian Popular Religion*, North  
Carolina Press 1983